

☆砂利採取業者承継の際のチェックシート☆

【必要書類】

事業の全部譲渡、分割、合併による承継の場合は、申請者が法人の場合、登記簿謄本（＝履歴事項全部証明書）の原本の提出が必要でしたが、砂利採取業承継届書（様式5）の会社法人等番号（又は法人番号）をもとに、登記情報連携システムを利用して確認しますので、提出が不要となりました。

《事業の全部を譲渡した場合》

- ☐ 砂利採取業承継届書（様式第5号）
- ☐ 砂利採取業者事業譲渡証明書（様式第6号）
- ☐ 承継人誓約書（様式第2号）（法人用 or 個人用）
- ☐ 賃借権の移転、他の許認可の権利譲渡等の書類の写し（※承継人が採取計画認可を受けている場合のみ）
- ☐ 役員証明書（様式第2条第6号）
※暴力団照会用に、生年月日、性別を知る必要があるため。性別については施行規則には記載されていないが、県警への照会で必要となる。
- ☐ 登録役員の身分証明書（運転免許証のコピー、住民票（マイナンバーが記載されていないもの）など）

《分割により法人が承継した場合》

- ☐ 砂利採取業承継届書（様式第5号）
- ☐ 砂利採取業者事業譲渡証明書（様式第6号）
- ☐ 承継人誓約書（様式第2号）（法人用）
- ☐ 砂利採取業者事業承継証明書（様式第7号）
- ☐ 分割計画書又は分割契約書の承継に係る株主総会議事録（写）
- ☐ 役員証明書（様式第2条第6号）
※暴力団照会用に、生年月日、性別を知る必要があるため。性別については施行規則には記載されていないが、県警への照会で必要となる。
- ☐ 登録役員の身分証明書（運転免許証のコピー、住民票（マイナンバーが記載されていないもの）など）

《合併により法人が承継した場合》

- ☐ 砂利採取業承継届書（様式第 5 号）
- ☐ 承継人誓約書（様式第 2 号）（法人用）
- ☐ 役員証明書（様式第 2 条第 6 号）

※暴力団照会用に、生年月日、性別を知る必要があるため。性別については施行規則には記載されていないが、県警への照会で必要となる。

- ☐ 登録役員の身分証明書（運転免許証のコピー、住民票（マイナンバーが記載されていないもの）など）

《2人以上の相続人の全員の同意により選定されたものが承継した場合》

- ☐ 砂利採取業承継届書（様式第 5 号）
- ☐ 承継人誓約書（様式第 2 号）（個人用）
- ☐ 砂利採取業者相続同意証明書（様式第 8 号）
- ☐ 承継人の戸籍謄本
- ☐ 役員証明書（様式第 2 条第 6 号）

※暴力団照会用に、生年月日、性別を知る必要があるため。性別については施行規則には記載されていないが、県警への照会で必要となる。

- ☐ 登録役員の身分証明書（運転免許証のコピー、住民票（マイナンバーが記載されていないもの）など）

《相続人が1人である場合又は相続人全員が共同で相続した場合》

- ☐ 砂利採取業承継届書（様式第 5 号）
- ☐ 承継人誓約書（様式第 2 号）（個人用）
- ☐ 砂利採取業者相続証明書（様式第 9 号）
- ☐ 承継人の戸籍謄本
- ☐ 役員証明書（様式第 2 条第 6 号）

※暴力団照会用に、生年月日、性別を知る必要があるため。性別については施行規則には記載されていないが、県警への照会で必要となる。

- ☐ 登録役員の身分証明書（運転免許証のコピー、住民票（マイナンバーが記載されていないもの）など）

○提出部数： 1 部

（副本の返却を郵送で希望する場合は、返信用封筒（切手を貼付し、返信先を記入したもの）が必要です。）

※業務主任者及び法人にあっては、その業務を行う役員に変更がある場合は、変更届も同時に提出